

国税通則法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。

一 省略

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、第十一条の六第四項第二号(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の七第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

(社債等の内容に関する事項)

第十一条の五 法第七十四条の十三の三(口座管理機関の加入者情報の管理)に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者(同条に規定する加入者をいう。次条第二項において同じ。)の顧客番号又は口座番号並びに法第七十四条の十三の三に規定する社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。

(株式等の内容に関する事項等)

第十一条の六 法第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理)に規定する財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二まで(定義)に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令(平成

十四年 内閣府
法務省 令第五号)第六十二条(特定個人情報提供)の規定により

振替機関(法第七十四条の十三の四第一項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。)が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

2 法第七十四条の十三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、振

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 同上

一 同上

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)及び第十二条の二第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

替機関又はその下位機関（同項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。）の加入者の同条第一項に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するために当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

3 法第七十四条の十三の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関の同項に規定する加入者の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）とする。

4 令第三十条の八第二項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用して送信する方法
- 二 その提供すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

（電磁的記録に記録された事項の表示等）

第十一条の七 法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

2 令第三十五条の二第四項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- 一 令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第九十七条の三第一項の規定による交付を求めめる枚数
- 二 令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額

3 令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項の表示等）

第十二条の二 法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

2 令第三十五条の二第四項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- 一 令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、又は同

別紙第 1 号書式

納付書・領収済通知書 省 略

領収控 省 略

領収証書 省 略

備 考

- 1～4 省 略
- 5 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の納税地及び氏名又は名称欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 6～11 省 略
- 12 電子計算機を使用して納付書を作成する場合で、日本産業規格 X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。
- 13～15 省 略

別紙第 2 号書式

- 3 別紙第 1 号書式
 - 二 令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額
- 令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

別紙第 1 号書式

納付書・領収済通知書 同 左

領収控 同 左

領収証書 同 左

備 考

- 1～4 同 左
- 5 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の納税地及び氏名又は名称欄は、日本工業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 6～11 同 左
- 12 電子計算機を使用して納付書を作成する場合で、日本工業規格 X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。
- 13～15 同 左

別紙第 2 号書式

納税告知書・領収証書
省 略

領収済通知書
省 略

領収控
省 略

備 考

1～3 省 略

4 電子計算機を使用して第1条第3項に規定する納税告知書を作成する場合で、日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用する第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の2に掲げる事項を印字する方法による。

別紙第2号の2書式

納税告知書
省 略

備 考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2～4 省 略

別紙第4号書式

納付通知書
省 略

納税告知書・領収証書
同 左

領収済通知書
同 左

領収控
同 左

備 考

1～3 同 左

4 電子計算機を使用して第1条第3項に規定する納税告知書を作成する場合で、日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用する第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の2に掲げる事項を印字する方法による。

別紙第2号の2書式

納税告知書
同 左

備 考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
2～4 同 左

別紙第4号書式

納付通知書
同 左

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4とする。
- 2・3 省 略

別紙第 7 号書式

国税不服審判所職員証票
省 略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 列 8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2・3 省 略

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書
省 略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4とする。
- 2～4 省 略

別紙第 10 号書式

犯則事件調査職員証票
省 略

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 B 列 8とし、紙質は厚紙白紙とする。

添 画

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4とする。
- 2・3 同 左

別紙第 7 号書式

国税不服審判所職員証票
同 左

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2・3 同 左

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書
同 左

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4とする。
- 2～4 同 左

別紙第 10 号書式

犯則事件調査職員証票
同 左

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 8とし、紙質は厚紙白紙とする。

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。